

資源循環に係る日本の取組

問 建設課 環境係 ☎62-9114

私たちの暮らしから出るごみをできるだけ減らし、再び資源として活かす「資源循環」は、持続可能な社会を目指すうえで欠かせない考え方です。

日本では2000年に「循環型社会形成推進基本法」という法律がつくられ、皆さんもよく知る、ごみの削減（リデュース）、繰り返し使う（リユース）、再び資源にする（リサイクル）という3つの取り組み（3R）を基本として、国や自治体、企業、そして市民一人ひとりの役割が定められました。

その後も、さらに具体的な取り組みとして家電リサイクル法や食品リサイクル法といった特定の分野ごとにリサイクルのルールが整えられ、無駄のない社会づくりが進められてきました。

これまでお伝えしている通り、ごみ問題の解決には何よりも私たち一人ひとりの取り組みが重要です。そのためには、より地域にあった取り組みを行う必要があります。

来月以降、長野県及び富士見町ではどのような具体的な取り組みを行っているのか、ご紹介していきます。

